

## 第1回銃砲規制のあり方に関する懇談会

### 1 日時

平成20年5月12日(水) 午後5時から午後7時まで

### 2 場所

警察庁第4会議室

### 3 出席者

委員	加毛 修	弁護士・銀座総合法律事務所
	五代 利矢子	評論家
	新谷 珠恵	(社)東京都小学校PTA協議会会長
	田中 開	法政大学大学院法務研究科教授
	藤原 静雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授(座長)
	前田 雅英	首都大学東京法科大学院教授
	山上 皓	東京医科歯科大学名誉教授
警察庁	片桐 裕	生活安全局長
	井上 美昭	長官官房審議官(生活安全局担当)
	辻 義之	生活環境課長
	島根 悟	長官官房参事官(企画担当)
	大塚 尚	生活安全局付

### 4 配付資料

資料1 第1回銃砲規制のあり方に関する懇談会次第(略)

資料2 委員名簿(略)

資料3 銃砲行政のあり方に関する懇談会の全体スケジュールについて(略)

資料4 「17万人/30万丁・総点検」報告書

資料5 「銃砲行政の総点検」報告書

資料6 銃砲行政の厳格化のための対策に関する主な論点

資料7 銃砲刀剣類所持等取締法等条文(略)

資料8 銃砲刀剣類所持等取締法の主な改正経緯(猟銃関係のみ)

資料9 猟銃等の所持者の推移

資料10 銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案の概要(民主

党議員立法案)

資料 11 銃器関係七団体懇談会における意見の要約書

資料 12 銃砲規制に関する国会会議録

資料 13 新聞記事(略)

5 議事要旨(案)

- (1) 生活安全局長挨拶
- (2) 出席者紹介
- (3) 座長選出
- (4) 事務局説明
- (5) 意見交換

警察庁から銃砲行政の総点検の結果等について説明した後、おおむね以下のような意見があった。

- ・ これまで、銃の危険性を考えたことはなかったが、佐世保の事件や目黒の事件では非常に衝撃を受けた。今回、事故と事件の両面で、銃の危険性が国民の意識に入ってきたのではないか。
- ・ 銃器を所持する権利は、日本の文化的な伝統の中ではそれほど強くなく、議論がなされないまま何となく残ってきている。今回の問題が起こって、国民が銃の問題を意識している中で、規制を見直す段階に来ている。
- ・ 近隣の目でチェックできる時代もあったが、現在では不可能に近く、また、昔は裕福な人しか買えなかったものが、ローン等で簡単に買える状況も生まれているので、このような変化を一つずつチェックして、従来のシステムに代わる規制を考える必要がある。
- ・ 銃刀法は、許可銃砲の規制については約 30 年間改正されておらず、現在の私達の感覚からすれば足りない点もあるので、今回、将来に向けて日本が誇るような安全な社会を守るための見直しをするべき。
- ・ 基本的には、銃の規制を強くする方向が国民全体の流れに合っている。その中で、銃の用途目的に照らして規制の問題点が生じる場合は、具体的なデータによって検証するべき。
- ・ どういう方法で規制を強めるかについては技術的な問題点があるが、大事なことは、国民が安心できる規制を警察が担保するということである。
- ・ 規制を厳格化するという方向性は良いが、許可要件の具体的な認定には難しい部分がある。
- ・ 銃規制は凶悪事件の発生を抑える上で大きな意味を持ってきたが、問題のある人でも容易に銃を入手できる状況になったとすれば危険なことであり、防止効果を従来のレベルに

まで戻すような規制をしてほしい。

- ・ 一般社会の安全・安心の視点の中に、銃の問題は日常的には入り込んでこないのに、銃に関する議論をするときに、社会的な共通のコンセンサスを得ることが難しい。法改正の背景として社会共通のコンセンサスを育てていくことが、よりよい方向性をつかむことにつながっていくのではないか。
- ・ 過去の猟銃による事件事例から、規制のあり方について参考になる所見を集めることができるのではないか。
- ・ 猟友会等の民間団体と連携し、これらの団体の人が地域の良き指導者となってくれば効果的ではないか。
- ・ 銃を持たせないことも重要だが、銃に対する国民の不安感へ対応することも重要。
- ・ 銃がどこにどういう形で存在しているのかを知ることが、不安の解消につながるのではないか。
- ・ 不服申立ての手續も検討すべき。
- ・ 経済的破綻の定義も難しいが、重要な問題である。
- ・ 同居の親族に係る欠格事由については、同居の親族の範囲や当該親族のプライバシーをどうするかという問題がある。
- ・ 本人が適正に銃を管理しても、同居人が持ち出すということも考えられるので、この点の安全を担保するような制度にすべき。
- ・ 犯罪事例から見ると、これがあれば何でもできる、誰でも殺せるといった、自分に足りない力を補うために、銃を入手する人はかなり存在しており、猟銃の所持目的の中にこのような人たちが重なって入っていると思う。
- ・ 精神的な診断というのは、過剰に期待できない。1回の面接で簡単に診断できるとは限らず、また、明らかに診断できるような事例であれば、誰が見ても明らかに異常な人であるから、このような人に対しては診断するまでもないことになる。
- ・ 精神医学・医療は、ノーマライゼーションを目指し、権利の制限をできるだけ排除しようという流れの下にあるので、精神科医に危険性がある人をチェックしてもらうのは非常に難しい。むしろ障害に起因して社会的不適合を起こしているといった具体的事実から、銃の所持を規制する方法がよいのではないか。
- ・ 生活上の必要性がある運転免許に比べて、銃はその必要性を減じて見てよく、所持許可の基準はかなり厳しいものとしてよいのではないか。
- ・ 銃砲の第三者保管をどうするかは重要な問題である。
- ・ 実包の貯蔵状況や使用実績を記録させるとともに、それに対するチェック機能が必要。